

規範的再構成の諸相

——成田大起『「批判」の政治理論 ハーバーマスとホネットにおける批判と方法論』（勁草書房、2023 年）書評——¹

大河内 泰樹

はじめに

本書は、ハーバーマスとホネットの議論を「再構成的批判」という方法論的観点から、包括的に論じている。2010 年頃までに至る両者の長いキャリアにわたる膨大なテキストを極めて手際よく整理しており、その論述は大変説得的である。また、ロールズ、ローティエ、フレイザー、ウォルツァー等（順不同）との理論的な対質について明確にされているという点でも大変有用である。そして不勉強な評者としては、多くの二次文献への参照によって大いに学びを得ることができた。

しかしなにより、展開されている議論に非常に触発された。それというのも、「再構成」という問題に関しては、評者自身ハーバーマスとホネットのそれぞれについてかつて関心を持っていたからである。しかし、このようにハーバーマスとホネットを貫く一貫した論点としてこれを展開するという視点は持っていなかった。この点で、筆者のすぐれた着眼点と構成力に脱帽せざるを得ない。

本書は間違いなく今後の批判理論研究において参照されなければならない仕事となるだろう。ハーバーマスとホネットの議論（著者ではない）にはいずれも紆余曲折があり、批判を受けて付け焼き刃で提示されたような議論も少なくない。つまり、彼らの議論が隅々まで一貫しているかどうか、よく考えられているのかどうかは（とくにホネットにおいて）疑問に感じる箇所もある。その意味では、本書における一貫した記述はそれ自身、両者の理論のすぐれた理論的再構成であり、彼らの理論の可能性を最大限に引き出すものである。

評者は、本書のほとんどの論点について賛同するものである。最初読んだときいくつか、気になった論点もあったが、実際それは確かめてみると評者の方の思い違いだというのがほとんどであった。以下では、それでも残った違和感について言語化することを試みたい。評者はここしばらくハーバーマスとホネットを研究できていないので、思い込みがあるかも知れないと思いつつ、そうした思い込みをあえてぶつけることがむしろ誠実な態度なのではないかという結論に至った。したがって以下では、合評会でよくあるような、対象書物の内容を要約しつつ、ポイントごとに質問を並べて

¹ この書評は、2024 年 3 月 15 日早稲田大学で開催された、「成田大起『「批判」の政治理論』合評会」での報告原稿に手を加えたものである。合評会世話人の斎藤純一氏、司会の田畑真一氏、そして真摯にご回答頂き、今回応答論文も寄せてくださった著者の成田大起氏にはこの場を借りて感謝を申し上げたい。

いくというスタイルではなく、私が重要だと考えるほぼひとつのポイントについて論じる中で、他の論点に言及していくという形で論じていきたい。

1. 反省・再構成・批判（ハーバーマス）

そのポイントというのは、「再構成」という論点がハーバーマスとホネット両者の議論に貫いている点を強調する観点から、両者の差異、とくにホネットがハーバーマスに対してどの点において理論的に挑もうとしたのかが本書において後景に退いてしまったように思える点である。たしかに、最後の章で両者の相異についても述べられており、そこで整理されている内容に異議があるわけではない。しかし、「再構成」という語でくくることによってむしろ見えづらくなった論点があるのではないだろうか。つまり両者が「再構成」ということによって何を賭けているのかの違いがもっと強調されるべきなのではないかと思われるのである²。そして私見ではこの論点は、両者におけるカント主義とヘーゲル主義に対する態度に関わっている。

まずハーバーマスから見ていこう。筆者による詳細な整理を辿り直すことはできないが、「再構成」という論点を考えるにあたってまずはハーバーマスの『認識と関心』（1968年）から始めるのが適切であるように思われる。ハーバーマスはまさに、この著作（とその前の同名の論文）によって、批判理論の継承者としての自らの立場を前面に打ち出すことになった。彼はそこでカントやドイツ観念論者によって用いられた「関心」の概念をいわば換骨奪胎して、「批判理論」を認識論的に基礎付けようとする。学/科学（理論）は、それぞれが生活世界における私たちの関心（実践）にもとづけられる。つまり私たちが生活世界において抱く関心が（擬似）超越論的位置を占めることになり、そうした関心にしがたって学/科学もまた三つに分類される。自然支配を目指す道具的・技術的関心にもとづく経験的分析的科学、相互主観的理解を目指す実践的関心にもとづく歴史的解釈学的（科）学、にたいして、「批判的学」は、「解放的関心」にもとづくとされる。ここには、「批判理論」の当初のプログラムに立ち帰りながら、理性を一元的に自然支配のもとに理解する『啓蒙の弁証法』からは距離をとろうとするハーバーマスの戦略が見て取れるだろう。ただし、ここで重要なのは、これらの学が単に並列されているわけではないということである（ドイツ観念論における関心論はむしろ相対化の傾向を持つ）。むしろ批判的学は、他の二つの種類の学の「反省」のプロセスの結果生じるものとされる。つまり、批判理論は自然科学と精神科学と並びつつ、それらに対する内在的な批判を内包しているというメタな位置を同時に占め

² 以下では述べられなかったが、本書が「政治理論」をかかげている限りで重要な論点として、「正義」と「善」の関係をめぐる問題があるように思われる。ハーバーマスは、この点ではロールズと同様「正義」を優位におくものと考えられるが、ホネットが論じる「正義」は「善」に定位したものと理解することができるからである。この点については、大河内 2016、2020 を参照。

るのである³。

評者が、この論点について触れたのは、他にもない「再構成」という論点にこの議論が関わっているからである。筆者自身も触れているように（31 頁）、『認識と関心』に 1973 年に付された「後記」において、ハーバーマスは「追構成 Nachkonstruktion」という用語を持ち出している。それによれば、この『認識と関心』執筆当時彼は、「自己反省 Selbstreflexion」にふたつの意味が含まれていることを自覚していなかった。それは「追構成」と「批判という意味での自己反省」というふたつの意味であり、前者は、「認識する、語る、行為する主体の能力の可能性の条件についての反省」、後者は「個別的主体がその陶冶形成過程において従属している、無意識に形成された制約 Eingrenzungen への反省」とされる。わかりやすくするために認識に限定していいかえるならば、前者は認識の成り立ちを一般的・形式的に定式化することであり、後者は実際の認識がとらわれている誤謬を暴露し批判することである。筆者は、70 年代の言語論的転回を経たハーバーマスが、こうしてもっぱら「追構成」の課題へと向かい「批判」をないがしろにしてしまったというマッカーシー等の批判に対し、むしろそれ以降も批判という観点は失われていないと主張する。この点について私は筆者に同意する。しかし、この追構成と批判の区別についてはもう少し掘り下げべきところがあるように思われる。以下論点を三つあげたい。

①「反省」という概念が持つこのまったく異なった意味をハーバーマスが当初区別できなかったのは、彼がヘーゲ尔的発想にとらわれていたからである。この後記で彼自身触れているように、ヘーゲルにおいては両者が一体である（特に『精神現象学』）。つまり、この時期彼がとらわれており、そして捨てられることになったヘーゲル主義は、集合的精神の歴史的発展形成（「人類史」という「主体哲学」の発想 39 頁）というモチーフだけではなかった。

② この「後記」を執筆した時、ハーバーマスはすでに言語論的転回を遂げていた⁴。「普遍語用論とは何か」（1976 年）はまだ発表されていなかったとはいえ、彼がすでに語用論に取り組んでいたことはこの「後記」の記述からもうかがわれ、この追構成という課題が、普遍/形式語用論に引き継がれることになるのは明らかだろう（41-51 頁）（この箇所のハーバーマスの「追構成」の説明がわかりにくいのは、この展開を経て、かつての認識論と現在の言語行為論を包摂する追構成概念を提示しようとしているからである）。このことは逆に、追構成と批判との二義は、言語論的転回を経て後付け的に見出されたのだという想定をもっともらしいものとする。

③ そこからこの言語論的転回は、ヘーゲル主義からカント主義への展開としても理解することができる。ヘーゲルにおいては追構成と批判が一体だったのに対して、

³ 以上の論点については以下で論じたことがある（大河内 2008）。

⁴ 「社会学の言語論的基礎付け講義」は 1971 年、「諸真理理論」は 1972 年（Habermas 1989）。

カントにおいては、追構成（超越論的感性論・分析論）がその基礎をなしながらも、批判（超越論的弁証論）は分離されていた。つまり、追構成と批判は概念上区別されるというだけでなく、理論構成上も区別されることになる。

この二段構成は筆者が、『コミュニケーション行為の理論』の読解の中で明らかにしているとおりである。つまり語用論がまず展開され、これを基礎として歪められたコミュニケーション行為としての生活世界の植民地化が批判される。つまり、筆者が第一章第二節で描く『認識と関心』以降『コミュニケーション行為の理論』に結実する、ハーバーマスの理論構造は、ヘーゲルからの離反とカントへの回帰として理解することができる。

2. 「規範的再構成」の賭け金（ホネット）

次に、筆者が3、4章で扱うホネットにおける「規範的再構成」をみてみよう。筆者が述べているように（141頁）、ホネットがこの方法を自らの理論的方法としてはっきり打ち出すのは2011年の『自由の権利』においてである⁵。この立場が2011年になって、採用されていたとしても、『承認をめぐる闘争』をはじめとするホネットのそれ以前の理論に再構成が方法論として用いられていると解釈することはできるし、そうした課題を果たす第三章の議論は説得的である。しかし、（いやむしろそれゆえ）彼の承認論を中心とする社会理論のハーバーマスとの対決がこの「規範的再構成」の概念に込められていると考えるべきではないだろうか。

この語がホネットのヘーゲル『法哲学』への取り組みから取り出されたものであることは本書では看過されているように思われる。実際、ホネットが『自由の権利』で批判の対象としているカント主義的正義論には、ハーバーマスとロールズが含まれている⁶。ではホネットは「規範的再構成」によって、何を行おうとしているのだろうか。

あらためて、再構成とは何かということから考えてみたい。それは意識されることなく存在し、機能しているもの、明示的とはなっていないものを、一般化して取り出し、定式化することである。したがってそれは、対象となる経験的なものを前提とする。経験的なものから、論理的にはそれに先立っているはずの、それを可能にしている条件、規則や構造や形式をそこから取り出すのである（それゆえにハーバーマスはまずそれを追構成＝事後的な構成 *Nachkonstruktion* と呼んだのであろう）。

⁵ ただし、『自由の権利』のプロジェクトのもとになるヘーゲル『法哲学』解釈を提示した『自由であることの苦しみ』（原著は2001年、ただしもととなる講演は2000年）においてすでにこの語は用いられている（ホネット 2009, 102頁）。筆者が触れる（141頁）2000年の「系譜学的態度留保の下での再構成的社会批判」においても、ホルクハイマー、アドルノ、マルクーゼが再構成という方途をとったのは、ヘーゲル左派の伝統に根付いていたからだとされていることは（ホネット 2019, 76頁）、示唆的である。

⁶ ホネット 2009, 13頁、ホネット 2023, 15頁。『自由の権利』では、アーペルとハーバーマスは、「反省的自由」に位置づけられている（ホネット 2023, 66頁以下, 80頁）。

しかし、ホネットが「規範的再構成」で打ち出した立場は、そうした一般的な意味にとどまらない。ホネットはこれに、規範は具体的な現実から取り出されなければならないという主張を込めていると理解されるべきである。ホネットにとってそのモデルを提示したのはヘーゲルであり、それによって現代規範理論、正義論におけるカント主義への対抗を試みているのである。それでは、これによって批判されるカント主義とは何なのか。ホネットにとってそれは、規範が現実から遊離している理論である。しかし、形式語用論もまた、私たちが共有する生活世界の「再構成」ではないのか。この点についてホネットは次のように述べる

ロールズの正義論もハーバーマスの法理論も、独立して得られた正義原理と近代社会の規範的な理想との間の歴史的一致から出発するアプローチのすぐれた例である。〔自分の内在的なアプローチの〕このような理論との違いは、さまざまな正義規範を構成的にそれ自体で根拠付けるというステップを、内在的なアプローチの分析より前に置くことが、ヘーゲルにならって放棄されねばならないという点にある。(ホネット 2023, 15 頁)

したがって、ホネットが「規範的再構成」という方法を採用するときには、その「再構成」は、ロールズやハーバーマスにおけるそれよりもより強い意味で理解されなければならない(ロールズについては後述)。再構成が社会的現実から出発するのであるとするならば、その現実にはハーバーマスが形式語用論において想定していたもの(言語的に理解された生活世界)よりもより具体的なものでなければならない。ホネットにとってそれは、私たちが目の前にしている近代社会において、近代化における分出過程を経て形成され、区分され、制度化された諸領域である。

したがって、ハーバーマス自身の議論もまた「再構成」と呼ばれうるような構成をとっているにもかかわらず、「規範的再構成」を打ち出すことで、ホネットはハーバーマスのカント主義を批判しているのである。このことは、ホネットのハーバーマス批判のもう一つの論点とも関わる。それは、生活世界とシステムとの区分である。

ハーバーマスにおいては、サブシステムは規範から自由 *normfrei* であるとされ、生活世界においてのみ規範を論じることができる。しかしホネットはむしろ制度化された「人倫的圏域」あるいは「関係的制度」(パーソンズ)⁷に規範を見出すのである。

人倫的圏域が自立的だというのは、それを構成する規則の理性的な実行が、生活世界に再び繋ぎとめられることによってようやく完全なものとされるといったことを必要としていないという意味においてであり、その意味においてのみなのである。その限りにおいて、私たちが関係的な諸制度を検討する中で見出すこと

⁷ ホネット 2023, 239 頁。

になるであろう、誤った展開（Fehlentwicklung）はシステムに誘導された逸脱ではないし、本来の意味での「病理」ではない。（ホネット 2023, 246 頁）

ホネットにとっては、市場や国家にさえも再構成されるべき規範が存在している。その限りでシステムが生活世界に補完される必要もなければ、生活世界をシステムから解放された領域として想定する必要もない。それゆえ筆者が、ハーバーマスの『行為の理論』における「生活世界の植民地化」批判になぞらえて、『自由の権利』を説明するとき（145-6 頁）、筆者はより慎重であるべきだったろう。この点はまさに、ホネットのハーバーマス批判の重要な論点なのである⁸。

それゆえ、ホネットにとって同時代の社会分析、社会記述が、同時に規範理論であることになる⁹（それが『自由の権利』の後半で、「社会的自由」として社会のさまざまな諸領域が、社会学や文学を通じて（退屈な仕方）で）描き出されている理由である）。そしてホネットは、社会記述が規範理論として機能する理論のモデルを、ヘーゲルの「人倫」に見出していたのだった¹⁰。

3. 規範的再構成の諸相

したがって、著者もまたおそらくは認識しているように、「再構成」理論には、その抽象/具体度、形式/実質度、文脈からの自由度/文脈への依存度を基準として¹¹、どのレイヤーにそれぞれの論者が依拠しているのかにしたがってさまざまな種類が存在する。「（規範的）再構成」理論にはあまりに多くのバージョンがありうるのである。不十分ではあるが、以下、より抽象的／形式的なものからより具体的／実質的なものへと降りていく順序でならべてみよう¹²。

⁸ 筆者が、ハーバーマスとホネットを「社会学的観点」と、「文化的解釈の変化」の観点という別の観点から植民地化を指摘したとする説明（166 頁）もミスリーディングである。ホネットはむしろ主として社会学的な記述に依拠している。ただそこに、システムから区別される生活世界があるのではなく、システム化された社会領域の中にこそ規範が見出されるのである。ホネットがたびたびパーソンズを高く評価していることを見よ。

⁹ したがってさらに、『自由の権利』の「C. 自由の現実性」は、筆者が主張するようにホネットの「歴史理論」と見なされるべきではない（第 4 章 2）。むしろそれは、（比較的幅を持った）私たちの同時代の社会領域の記述である（もちろんそれを際立たせるために歴史が参照されることはある）。

¹⁰ 「ヘーゲルが人倫の領域を同定するために、彼の『法哲学』の第三部で用いたやり方は、構成という範型や観念的理論の形成にしたがって把握されてはならない。むしろ、ヘーゲルのやり方が適切に理解されるのは、まさに、まえもって間接的に素描された基準に対応するように見える行為領域を、近代の社会的な所与において露呈させる「社会理論的」試みとして解釈される場合だけである」（ホネット 2009, 102 頁）。この直後に、この方法をホネットは「規範的再構成」と呼んでいる。

¹¹ あえて「普遍度」とは言わない。その理由は後で述べる。

¹² 『『批判』の政治理論』第 5 章 2 で論じられるコーエンとフォアストはこの外、さらに上に位置づけられよう。いずれにしても、二次元で表現しようとするこうした試みは十分なものはあり得ない。

① アーペルの超越論的論証 言語使用一般

② a. ロールズ（『正義論』）的再構成 原理を導き出す手段としての¹³。

② b. 70年代以降のハーバーマスの再構成 合理化された社会における言語使用の規則の再構成 手続き主義。

③ 初期ハーバーマスの再構成（『認識と関心』） 人類が持つ関心を基礎とする認識論

④ ホネットの再構成 分出を経た制度的現実内に内在する規範。感情レベルに身体化された現代社会における規範性（否定的再構成）

⑤ コミュニタリアン。個別主義。（ウォルツァー/ローティ：第5章3）

まず一番上に、アーペル、一番下にコミュニタリアンを置くことが、軸を与えてくれるように思われる。アーペルを中心とする超越論的論証論者¹⁴は、何らかの形式的原理が遡行不可能であり、それによって究極の根拠づけが可能であると考え（第6章1）。その原理は形式的であり、普遍的であり、あらゆる文脈に中立的である。逆に、コミュニタリアンにおいては、それぞれの社会集団の中でその構成員がしがたっている慣習としての特殊な規範に価値が置かれる¹⁵。その限りで普遍的な規範は存在しない（あるとしたら規範は相対的であるというメタ規範）。

カント主義とヘーゲル主義かを分かち線を私たちは②と③の間に引くことができるだろう。ただし、③、④は一定の普遍性を担保している限りで⑤とは区別され、その限りで⑤よりもヘーゲル的である。つまり、③初期のハーバーマスは、精神という歴史的主体の学習過程の中に批判理論を位置づけることで、④のホネットは、歴史的に形成された近代的社会制度の合理性を前提することで、普遍性を確保している。

4.ホネットから見たロールズとハーバーマス

さて、問題は②である。ここで本書と評者の見解の違いがいくつかあるように思われるので、少し詳しく述べたい。筆者も言うように、ロールズもハーバーマスも、それぞれ一定の仕方で、「社会的現実」との接点を保つ装置を用意している。

ハーバーマスの形式語用論は（第二章2）、語用論的規則をアーペルのように完全に

¹³ ただし、『正義論』以降、特に『政治的リベラリズム』のロールズについてはその限りではない。この点については大河内（2019）を参照。

¹⁴ 超越論的 *transzendental* という語の二義性に注意されたい。アーペルにおいては、認識の可能性の条件を明らかにするという意味ではなく、それ以上遡行不可能な普遍的原理に関わる議論が超越論的と呼ばれる。

¹⁵ やや戯画化された理解かもしれないが、理念型と考えてほしい。

文脈から自由で普遍的 universal なものとは考えない¹⁶。それはまさに、近代社会において形成された生活世界の規範の再構成である。しかし、おそらくはホネットに言わせれば、言語という形式的規範性に依拠することで、それ自体社会的現実から遊離しており、結果そこから導出される原理は、社会的現実の外からあてがわれ、それを判定するものになってしまうということになるだろう。

ロールズについていうならば、上記のホネットの批判は、正義の原理がまずは導出され、その現実への適用の可能性がそのあとで論じられるという『正義論』の二段構えに向けられたものだと言っているように思われる。たしかに、筆者も指摘しているようにすでに正義の原理の導出過程に組み込まれている「反照的均衡」は、原理自身を社会的現実（あるいは市民）と結び付ける機能を果たそうとするものだといってよい¹⁷。しかし、①いったん原理として確立されたものは、やはり外からあてがわれるものとなるだろうし、②反照的均衡という「手続き」は結局ロールズが『正義論』で提示する正義の原理に対して構成的ではない¹⁸。反照的均衡として提示されている方法をロールズが、真剣に採用するならば、彼は正義の原理の導出を諦め、形式的手続き主義に自己限定するしかないだろう。その限りで、筆者の主張に反して、ロールズの理論をより強い形式主義的議論として理解するのでなければ¹⁹、ホネットのロールズ批判は依然として有効である。

この手続き主義は、もうひとつ、ハーバーマス（ロールズではなく）とホネットとを分かつ論点でもある²⁰。ハーバーマスがカントから採用する「普遍化の原理」は、したがうべき規範の内容をあらかじめ何も決めないところにその特徴がある。実践的規範として認められるものは、この普遍化の原理を満たしていなければならないが、実際にそのテストを行うのは個々の道徳的主体（カント）か、集合的な討議（ハーバーマス）に委ねられ、理論家があらかじめその内容を決定したり、判定したりすることはない²¹。つまり、理論は実質的な規範の提示から後退しなければならず、その規範

¹⁶ それがハーバーマスが「普遍的語用論 Universalpragmatik」という用語をやめた理由であろう。

¹⁷ ロールズはまさに自分の正義論が「人々が社会の中に根付いたものとして出発する」ことを踏まえ「正義の諸原理がこの基本構造に適用されること」を主張している。注目すべきは、その点においてヘーゲルを踏襲しているとロールズも述べている点である（ロールズ 2005:525=2000:366）。大河内（2019, 2020）も参照。

¹⁸ 「実際にこの過程を貫徹する形で本書の作業を進めていくつもりは、もちろんない」（ロールズ 2010, 30 頁）。

¹⁹ 評者は、ローティエを参照しながら、ロールズの反照的均衡の機能について以下で論じている（大河内 2019）。

²⁰ 78 頁で筆者はハーバーマスの「手続き的合理性」にふれているが、ホネットの批判がこれに関わっていることは見過ごされているように思われる。

²¹ この点も、ハーバーマスとロールズの論争の論点に関わっている。手続き主義をとるならば、理論家は正義の原理を導出することはできない。それは規範の内容を決定するものだからである。逆に原理を提示するならば、手続き主義を放棄することになる（したがってこの点でロー

が導き出されるプロセスというメタ規範にしか関わらない。ホネットの「規範的再構成」は、こうした形式主義的立場に対する批判でもある。

したがって、ホネットが「規範的再構成」という方法によって目指しているのは、ハーバーマスの語用論、法政治理論の文脈化の不十分さと、形式性に対する批判である。ホネットにとっては、ハーバーマスの形式的規範は、現実の社会から遊離しており、その限りで「内在的批判」とは見なされえない²²。この批判は、70年代以降のハーバーマスにとって再構成と批判が、概念的に区別されたということだけでなく、二段構成になったことにも向けられていると考えることができる。ホネットにとって、批判を可能とする規範は、社会的不正が感じられるその社会（領域）そのもののものの中にある²³。社会制度は、その制度が実現を約束しているはずの規範を実現していないかぎりにおいて批判されることになるのである²⁴。

ホネットは、この文脈で何度も「内在的」という用語を用いているがそれは、ハーバーマスによって一度「外在的」となってしまった批判理論を再び「内在的批判」に導こうとしているからである。そこでは、ハーバーマスが「自己反省」の概念において見出し、区別されることになったふたつの意味、つまり「再構成」と「批判」が再び結び付けられることになるのである（ホネットのヘーゲル主義）。

5. 「一般市民」という哲学者の臆見について

さて最後に、本書を貫いているひとつの問題意識について違和感を述べることにしたい。ただ、本書を読む中で、この違和感はおそらく著者に対してだけではなく、ハ

ルズの『正義論』は曖昧である)。また手続きは一般的な適用可能性を持っていなければならないのだから、基底的な位置を占めなければならない(ロールズのハーバーマス批判のポイントについては第二部第5章)。

²² 「内在的に得られた正義の諸原理をしかし他方で既存の現実性にただ適用するだけといった危険を免れるためには、社会の現実それ自体、すでに十分に分析された対象として前提されてはならないだろう。むしろ、社会の現実の本質的な特徴や特性は、社会ですでに制度化されている諸価値の保全と実現とにどの社会的圏域がどのような貢献をなしているのかが分析を進める中で示されることによって、はじめて独自に際だたせられねばならないだろう」(ホネット 2023, 18 頁)。

²³ 「こうした「再構成的批判」においては、既存の制度や実践に対し、ただ単に外部の基準が持ち出されるわけではない。むしろ、それらの制度や行為実践が社会的現実性のカオスからそもそもはじめて取り出されるとき手がかりとなる。その同じ基準が用いられることで、それらの制度や行為実践は、一般に受け入れられている価値の具現が不十分でありまだ完全ではないことについて、非難されるのである」(ホネット 2023, 22 頁)。

²⁴ ただし評者は、ホネットの規範的再構成という方法には、方法論的問題があると考えている。これについては、Okochi (2012)。もう一つ付言すれば、2000 年以降、ホネットの承認論はさまざまな批判に応答するためのつぎはぎを行うことで、グロテスクなものとなってしまった。筆者が強調する、個体化と包摂の進歩という承認の基準(118 頁以下)は、とってつけた議論にしか思えない。規範を根拠付けるための承認論がメタ規範を必要とするのであれば、それは規範理論としては破綻であろう。不十分ではあるが、大河内(2016, 57)も参照。

ハーバーマスとホネット自身にたいするものでもあることが明確になったように思われる。

それは、著者によって彼らが回避すべき、あるいは回避しようとしたものとして想定されているもので、「権威主義」と呼ばれている。

まず、ささいな用語上の違和感を述べれば、本書で「権威主義」と呼ばれているのは、理論家が一般の人々に対して、正しい理論を上から説く、というようなことを指していると思われる。ただ、これは亡命中の社会研究所が「権威主義的パーソナリティ」と言ったときの意味とは違うし（それはむしろ権威に従属するものの側について言われていた）、現在しばしば報道などで聞かれるようになった権威主義体制という時の権威主義とも異なっている（それは自由民主主義体制の対義語である）。筆者が指そうとしているものを表すためには、本書の最後の方で用いられている「パターナリズム」（251、254 頁）、ないしは「エリート主義」という語を用いたが適切だっただろう。

さて、批判理論が解放を目指すものであるかぎりにおいて、こうしたパターナリズムあるいはエリート主義を回避することは必要であるように思われるし、そうした批判は実際アドルノらフランクフルト学派の哲学者たちにも向けられてきた。

しかし、評者にはそこで筆者が次のふたつのことを混同しているように思われる。つまり、①理論が理論家以外の人々に受入可能かというプラグマティックな問題と、②規範は文脈主義的に理解されるべきか否かという理論的な問題とである。理論が文脈主義的であるからといって一般人に受け入れられるとは限らないし、受け入れられるかどうかによって理論の正しさが影響されるべきではない。筆者は、たとえばハーバーマスが「批判を受容する」かどうかを、その理論的説得力の基準としているように見えるが、これは何を意味するのだろうか。

理論家が理論的に正当な批判を受けたときに、その批判を受け入れることは当然である。ではここでの批判とは理論的ではない批判をさしているのだろうか。そうしたものを理論が顧慮する必要はあるだろうか。他方で、ハーバーマスが提起している議論は私たちの議論そのものの枠組みについての理論である。もちろんその枠組みについての理解に誤りがあるのであれば、修正されなければならない。しかしその理論は、枠組みについての理論であるかぎりにおいて、（あるいはそもそも理論であるかぎりにおいて）受け入れられるか否かによらず妥当性を要求するものであるはずである。

古典的な例を考えてみよう。マルクスの資本主義分析（それもまた再構成と呼ぶべきものであった）は、社会の現状に対する批判と現状を変革しようとする運動に資することを動機としていたといえよう。しかし、その内容の正しさは、実際に運動する者たちがそれを受け入れるかどうかによるわけではない。それは正しくさえあれば、運動に資するはずのものであり、それが難解なために受け入れられなかったとしたら、

マルクスがなすべきは理論をわかりやすく伝えることであって（マルクスは実際それを何度も試みた）、理論自体を修正することではないはずである。もちろんそれはマルクスの資本主義分析が不可謬であることを意味するわけではない。

したがって、より文脈主義的なホネットの議論であっても、それが説得力を持つとしたら、それはその理論が人々に受け入れられるから（られそうだから）ではなく、それが規範理論として正しいと考えられるからであるはずである。

むしろ、理論家と一般市民をわけ、理論家が一般市民に歩み寄らなければならない、と考えることの方にエリート主義はないだろうか。もちろん、複雑化した理論家たちの議論を理解出来る人々は少ないだろう。しかしそのさいに理論家にできるのは、その主張をわかりやすく伝える努力をすることである。複雑な議論を担う理論家と、それ以外の人々とのあいだにあるのは、単なる分業であって、私たちは別の種類のコミュニケーションを行っているわけではない。理論に対するコミットメントはより複雑なコミットメントであるにすぎず、「明日は雨が降るだろう」という発話において表明されるコミットメントとなんら別種のものではない。いずれの言明もその話者に正当化の義務を負わせることに変わりはない。理論家たち、哲学者たちのコミュニケーションもまた、討議理論に従って、その正当性が確保されるコミュニケーションの実践だと考えることが、ハーバーマスの議論をより一貫したものとするだろう。

凡例

成田 2023 への参照は、括弧内にページ数のみを示す。

文献

- Habermas, Jürgen. [1973]. *Erkenntnis und Interesse. Mit einem neuen Nachwort*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (奥山次良・八木橋貢・渡辺祐邦訳『認識と関心』, 未来社, 1981年).
- . [1989]. *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*. Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- ホネット、アクセル. [2009(2001)]. 『自由であることの苦しみ ―ヘーゲル「法哲学」の再生』, 島崎隆・明石英人・大河内泰樹・徳地真弥訳, 未来社.
- . [2019(2007)]. 『理性の病理 ―批判理論の歴史と現在』, 出口剛司他訳, 法政大学出版局.
- . [2023(2011)] 『自由の権利 ―民主的人倫の要綱』, 水上英徳・大河内泰樹・宮本真也・日暮雅夫訳, 法政大学出版局.
- 成田大起. [2023]. 『「批判」の政治理論 ―ハーバーマスとホネットにおける批判と方法論』, 勁草書房.
- 大河内泰樹. [2008]. 「啓蒙への関心とその限界 : 初期ハーバーマスの認識論とドイツ観念論」, 『一橋社会科学』, 第4号, 217-241頁.
- . [2016]. 「リベラリズム批判としての承認論―「正義」と「善」の関係をめぐって」, 田中拓道編著. 『承認―社会哲学と社会政策の対話』, 法政大学出版局, 39-63頁.
- . [2019]. 「基礎付けなき判断―「政治的なもの」としての反省的判断力とその拡張」, 田畑真一・玉手慎太郎・山本圭編. 『政治において正しいとはどういうことか: ポスト基礎付け主義と規範の行方』, 勁草書房, 247-277頁.
- . [2020]. 「宥和の政治哲学―藤原保信『ヘーゲルの政治哲学（著作集第二巻）』への時期外れの書評」, 政治哲学研究会編, 『政治哲学研究会』, 第27号, 62-77頁.

Okochi, Taiju.[2012]. ‘Freedom and Institution: Theory of Justice as Hegelian ‘Sittlichkeitslehre’
in A. Honneth’s *Das Recht der Freiheit*’, *Hitotsubashi Journal of Social Studies*, 44-1, 9-19.
ロールズ、ジョン.[2010[1999]].『正義論』, 川本隆史・福間聡・神島裕子訳, 紀伊國屋書店.
———. [2005(2000)]. 『ロールズ哲学史講義 下』坂部恵他訳, みすず書房 (Rawls, John,
Lectures on the History of Moral Philosophy, edited by Barbara Hermann,
Cambridge (Mass.)/London: Harvard University Press)